

# 石川県公報

平成 28 年 3 月 16 日 (水曜日)

号 外

(第 15 号)

## 目 次

- 規 則  
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則  
(税 務 課) 1

## 規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十六日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第七号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十三年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「第十五条」を「第十五条第一項又は第二項」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 法第十五条第四項の規定による徴収猶予期間延長申請書 第十九号の二様式

第二十条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第十五条の二第七項の規定による徴収猶予の申請手続において申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、第十九号の七様式による通知書によつてする。

3 法第十五条の二の二第一項(法の他の規定(法第十五条の五の二第三項及び第十五条の六の二第三項を除く。))において準用する場合を含む。の規定による徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の通知は、第十九号の八様式から第十九号の十様式までによる通知書によつてする。

第二十条に次の三項を加える。

4 法第十五条の二の二第二項(法の他の規定(法第十五条の六の二第三項を除く。))において準用する場合を含む。の規定による徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めない旨の通知は、第十九号の十一様式による徴収猶予(期間延長)不承認通知書によつてする。

5 条例第十四条第四項の規定による徴収の猶予に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更の通知は、第十九号の八様式による通知書によつてする。

6 法第十五条の二第三項(法の他の規定(法第十五条の五の二第三項及び第十五条の六の二第三項を除く。))において準用する場合を含む。の規定による徴収の猶予の取消しの通知は、第十九号の十二様式による徴収猶予取消通知書によつてする。

第二十条の二を次のように改める。

(職権による換価の猶予等)

第二十条の二 法第十五条の五の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による職権による換価の猶予の通知は、第二十号様式による換価猶予(期間延長・変更)通知書によつてする。

2 条例第十六条第三項において準用する条例第十四条第四項の規定による職権による換価の猶予に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更の通知は、第二十号様式による通知書によつてする。

3 法第十五条の五の二第二項において準用する法第十五条の二第三項の規定による職権による換価の猶予の取消しの通知は、第二十号の二様式による換価猶予取消通知書によつてする。

第二十条の二の次に次の一条を加える。

(申請による換価の猶予等)

第二十条の二の二 換価の猶予申請書の様式は、次に定めるところによる。

- 一 換価猶予申請書 第二十号の三様式
- 二 換価猶予期間延長申請書 第二十号の四様式
- 2 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項の規定による申請による換価の猶予の申請手続において申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、第十九号の七様式による通知書によつてする。
- 3 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長の通知は、第二十号様式による換価猶予(期間延長・変更)通知書によつてする。
- 4 法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二の二第二項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認めない旨の通知は、第二十号の五様式による換価猶予(期間延長)不承認通知書によつてする。
- 5 条例第十九条第二項において準用する条例第十四条第四項の規定による申請による換価の猶予に係る分割納付等の期限及び分割金額の変更の通知は、第二十号様式による通知書によつてする。
- 6 法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による申請による換価の猶予の取消しの通知は、第二十号の二様式による換価猶予取消通知書によつてする。

第二十条の三中「第二十一号の四様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第一号中「第二十一号の五様式」を「第二十一号の二様式」に改め、同条第二号中「第二十一号の六様式」を「第二十一号の三様式」に改め、同条第三号中「第二十一号の七様式」を「第二十一号の四様式」に改める。

第二十条の四第一号中「第二十一号の八様式」を「第二十一号の五様式」に改め、同条第二号中「第二十一号の九様式」を「第二十一号の六様式」に改める。

第二十条の五中「第二十一号の十様式」を「第二十一号の七様式」に改める。

第二十五条中「納税者又は特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称、年度、期又は月別、税目、税額及び延長した期限並びに延長の理由等」を「次に掲げる事項」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 納税者又は特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所又は所在地
- 二 徴収金の年度並びに事業年度、期別又は月別、税目、金額及び延長した期限
- 三 延長の理由等

第三十二条中「第五十三条第四十六項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第三十三条中「第五十三条第四十七項」を「第五十三条第四十一項」に改める。



石川県税条例施行規則様式目次中

「第五号様式(その三の二)	県たばこ税納税通知書	第十三条	を
「第五号様式(その三の二)	不動産取得税納税通知書	第十三条	に、
第五号様式(その三の三)	県たばこ税納税通知書	第十三条	」を
「第八号様式(その三)	納付書	第十三条	を
第八号様式(その四)	個人事業税納付書	第十三条	」を
「第八号様式(その三)	納付書	第十三条	に、「税徴
納猶予申請書(法第十五条関係)	徴収猶予申請書(法第十五条関係)		」に、
「第十九号の二様式	削除		」を
「第十九号の二様式	徴収猶予期間延長申請書(法第十五条関係)	第二十条	に、
「第二十号様式	税徴収猶予承認通知書	第二十条	
第二十号の二様式	法人事業税 徴収猶予(期間延長)承認通知書	第二十条	
	地方法人特別税		
	法人県民税		
第二十号の三様式	法人事業税 徴収猶予承認通知書	第二十条	
	地方法人特別税		
第二十号の四様式	税徴収猶予(期間延長)不承認通知書	第二十条	

第二十一号様式	税徴収猶予取消通知書	第二十条
第二十一号の二様式	換価猶予通知書	第二十条の二 七
第二十一号の三様式	換価猶予取消通知書	第二十条の二
第二十一号の四様式	県税納税担保提供書	第二十条の二
第二十一号の五様式	登記(登録)承諾書	第二十条の二
第二十一号の六様式	質権設定承諾書	第二十条の二
第二十一号の七様式	納税保証書	第二十条の二
第二十一号の八様式	保全担保提供命令書	第二十条の四
第二十一号の九様式	保全担保に係る抵当権設定通知書	第二十条の四
第二十一号の十様式	保全差押金額決定通知書	第二十条の五
「第十九号の七様式	徴収猶予(期間延長)申請書及び添付書類に関する補正通知書	第二十条
第十九号の八様式	換価猶予通知書	第二十条の二の二
第十九号の九様式	徴収猶予(期間延長・変更)通知書	第二十条
第十九号の十様式	法人事業税 徴収猶予(期間延長)承認通知書	第二十条
第十九号の十一様式	地方法人特別税	
第十九号の十二様式	法人県民税	
第十九号の十三様式	法人事業税 徴収猶予承認通知書	第二十条
第十九号の十四様式	地方法人特別税	
第十九号の十五様式	徴収猶予(期間延長)不承認通知書	第二十条
第十九号の十六様式	徴収猶予取消通知書	第二十条
第二十号様式	換価猶予(期間延長・変更)通知書	第二十条の二
第二十号の二様式	換価猶予取消通知書	第二十条の二の二
第二十号の三様式	換価猶予申請書	第二十条の二の二
第二十号の四様式	換価猶予期間延長申請書	第二十条の二の二
第二十号の五様式	換価猶予(期間延長)不承認通知書	第二十条の二の二
第二十一号様式	県税納税担保提供書	第二十条の二
第二十一号の二様式	登記(登録)承諾書	第二十条の二
第二十一号の三様式	質権設定承諾書	第二十条の二
第二十一号の四様式	納税保証書	第二十条の二
第二十一号の五様式	保全担保提供命令書	第二十条の四
第二十一号の六様式	保全担保に係る抵当権設定通知書	第二十条の四
第二十一号の七様式	保全差押金額決定通知書	第二十条の五

に、

「電話局用」を「支店等用」に改める。  
 第五号様式(その一)を次のように改める。

納税者控  石川県 領収証書  (公)

様

調定年度	
税目	個人事業税
登録番号	
年度期別	
申告決定区分	
納税延滞	
合計	
納付番号	

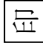
上記のとおり領収しました。

領収日付印
-------

(納税者保管/収入印紙不要)

 石川県 個人事業税納税通知書

様

石川県 事務所長   
 次のとおり納付してください。

税目	個人事業税	登録番号	年分		年税額(円)
			申告決定区分	課税標準額(円)	
所得年					
業種				税率	
第1種				/100	
第2種				/100	
第3種				/100	
その他の医業等				/100	
合計					

期別	税額	納期限
第1期分		
第2期分		

納税貯蓄組合	
納付場所	裏面記載のところ
	納付番号

(注意) この用紙では、上記「第1期分」欄に記載された金額を納付してください。  
 (「第2期分」欄に記載されている場合は、後日送付する納付書を使用してください。)

## 第 5 号様式 (その 1) (裏)

## 1 課税の根拠

この税は、地方税法第 72 条の 2 及び石川県税条例第 55 条の規定によつて賦課したものです。

## 2 賦課に不服がある場合の救済方法

この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して 60 日以内に行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができ、審査請求書は、正副 2 通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、



- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 3 延滞金の加算

この通知書により納付すべき税額を納期限までに納付されない場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 箇月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

第五号様式 (その 1) (表) を次のように改める。

第 5 号様式 (その 2) (表)


**石川県 自動車税納税通知書 兼 領収証書**


様

石川県知事印

次のおおりに納付してください。

登録番号		年 式	
車 名			

税 目	自動車税	納 期 限	
調 定 年 度		納 付 場 所	裏面記載のところ
年 度 期 別		税 額	
申告決定区分		延 滞 金	
納 付 番 号		合 計	

領収日付印

(納税者保管/収入印紙不要)

左記のおおりに領収しました。

第五号様式 (その二の二) (表) 中「(登録番号の前に\*のあるものは、グリーン化関係自動車です。)」を削る。  
 第五号様式 (その三の二) を第五号様式 (その三の三) とし、第五号様式 (その三) を第五号様式 (その三の二) とし、第五号様式 (その二の二) の次に次の二様式を加える。

第 5 号様式 (その 3) (表)

納税者控  石川県 不動産取得税納税通知書 兼 領収証書 

様

次のおり納付してください。

石川県 事務所長 

調定年度	税目	課税標準額 (円)	税率 (イ)	登録番号	不動産の所在地
税年度	不動産取得税			申告決定区分	
区分				税額から減額する額 (円) (ア) × (イ) - (ウ) (円)	不動産の種類
土地					
家屋					共同取得者
納期限					
納付場所					
納付番号					
				税額	
				延滞金	
				合計	

左記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管/収入印紙不要)

## 第5号様式(その3)(裏)

## 1 課税の根拠

この税は、地方税法第73条の2及び石川県条例第68条の規定によつて賦課したものです。

## 2 賦課に不服がある場合の救済方法

この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 3 延滞金の加算

この通知書により納付すべき税額を納期限までに納付されない場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

第五号様式(その八)を次のように改める。



第 5 号様式 (その 8) (表)

納税者控



石川県 領収証書



石川県 個人事業税更正分納税通知書



様

石川県

事務所長



次のとおり納付してください。

様

調 定 年 度	
税 目	個人事業税
登 録 番 号	
年 度 期 別	
申 告 決 定 区 分	
納 税 限 額	
延 滞 金	
合 計	
納 付 番 号	

左記のとおり領収しました。

領収日付印

Blank area for receipt date stamp

(納税者保管/収入印紙不要)

税 目	個人事業税	登録番号	
所得年	年分	申告決定区分	
業 種	課税標準額 (円)	税率	年 税 額 (円)
第1種		/100	
更 第2種		/100	
正 第3種		/100	
その他の 医業等		/100	
額	減免・課税免除額		
	合 計		
	賦 課 済 額		
	差 引 不 足 額		

期 別	税 額	納 期 限
第 1 期 分		
第 2 期 分		
納税貯蓄組合		
納付場所	裏面記載のところ	納付番号

(注意) この用紙では、上記「第1期分」欄に記載された金額を納付してください。  
(「第2期分」欄に金額が記載されている場合は、後日送付する納付書を使用してください。)

## 第5号様式(その8)(裏)

## 1 課税の根拠

この税は、地方税法第72条の2及び石川県条例第55条の規定によつて賦課したものです。

## 2 賦課に不服がある場合の救済方法

この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、


- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 3 延滞金の加算

この通知書により納付すべき税額を納期限までに納付されない場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

第八号様式(その一)(二)を次のように改める。

第 8 号様式 (その 1 の 2)

納税者控  石川県 領収証書

様

調定年度	税 目	登録番号	納 付 番 号	
申告決定区分	CD	納 期 限	左記のとおり領収しました。 <small>※法人事業税には地方法人特別税を含みます。</small>	
摘要	領 収 日 付 印			
徴収金区分	金	額(円)		
	延長納期限			
	指定納期限			
	徴収猶予期限			
	延滞金 自 期間 至			
合 計	納付納入予定日		(納税者保管/収入印紙不要)	

第 八 号 様 式 ( 其 の 一 の 二 ) を 次 の よう に 改 め る。

第 8 号様式 (その 2 の 2)

納税者控  石川県 領収証書 

様

調定年度	税目	登録番号	納付番号	
申告決定区分	CD	納期限	左記のとおり領収しました。 <small>※法人事業税には地方法人特別税を含みます。</small>	
摘要	延長納期限	指定納期限	領収日付印	
徴収金区分	徴収猶予期限	延滞金 自		
金	納付額(円)	期間 至		
額	納付納入予定日			
合計				

(納税者保管/収入印紙不要)

第八号様式 (その四) を即る。

第十七号の三様式中「地方税法第14条の16第1項」を「下記の納税者(特別徴収義務者)は、下記の滞納金額に充てるべき十分な財産を有しておらず、当該納税者(特別徴収義務者)の財産に滞納処分を執行してもなお当該滞納金額に不足すると認められることから、地方税法第14条の16第1項」に改める。

第十七号の四様式中「殿」を「様」に、「滞納税金を」を「滞納金額について」に改める。

第十八号様式中

納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は 石川県 事務所
地方税法第13条の2第1項第 号の規定に該当しますので、上記のとおり納期限を変更します。 年 月 日	
石 川 県 知 事 石川県 事務所長 <span style="float: right;">印</span>	

や

納 付 場 所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は 石川県 事務所
納期限変更の理由	
地方税法第13条の2第1項第 号の規定に該当するため、上記のとおり納期限を変更しますので、納 付すべき金額を指定納期限までに納付してください。 年 月 日	
石 川 県 知 事 石川県 事務所長 <span style="float: right;">印</span>	

に各

る。

第十八号の二様式中「徴収すること」の次に「としたので、同条第2項の規定により」を加える。  
 第十九号様式及び第十九号の二様式を次のように改める。

第19号様式

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



徴収猶予申請書 (法第15条関係)

石川県 事務所長 様

地方税法第15条の2第1項(第2項)の規定により、次のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )			申請年月日	年 月 日		
	氏 名 称	④			添付する書類 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類			
納付(納入)すべき徴収金	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
納付(納入)すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額								
該当条項	地方税法第15条第1項第 号(第2項)該当							
猶予該当事実の詳細								
一時に納付(納入)することができない事情の詳細								
分割納付等の期限及び分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
徴収の猶予を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 月間							
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情						

※事務所整理欄	通信日付印	
	申請書番号	
	処理年月日	

備考 1 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。  
 2 第19号様式附表1、2を添付してください。

第19号様式 附表 1

整理番号 

--	--	--	--	--	--	--	--



財 産 目 録

年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地		氏 名 名 称	
-----------	--	------------	--

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現 金	円			円
		円			円
		円			円
<b>預貯金等合計(A)</b>					<b>円</b>

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円
		・ ・		円

(3) その他の財産の状況

財 産 の 種 類	担保等	直ちに納付(納入)に充てられる金額
国 債 ・ 株 式 等	<input type="checkbox"/>	円
不 動 産 等	<input type="checkbox"/>	円
車 両	<input type="checkbox"/>	円
そ の 他 財 産 (敷金、保証金、保険等)	<input type="checkbox"/>	円
<b>合計(B)</b>		<b>円</b>

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先等の名称	借入金等の金額	月当たり返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	
	円	円	年 月	可・否	

3 現在納付(納入)可能資金額

①当座資金額 ((A)+(B))	②当面の必要資金額 ((C))	③現在納付(納入)可能資金額(①-②)
円	円	円

「②当面の必要資金額」の内容

項 目	金 額	内 容
支出見込	円	事業支出
	円	生活費 (個人の場合のみ) <b>【扶養親族 人】</b>
収入見込	円	
<b>(支出見込)-(収入見込)(C)</b>		円 <b>マイナスになった場合は、0円とする。</b>

第19号様式 附表 2



整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

収 支 の 明 細 書

年 月 日

1 住所・氏名等

住 所 所在地		氏 名 称	
------------	--	----------	--

2 直前 1 年間における各月の収入及び支出の状況

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額 (①-②)	備 考
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	
年 月	円	円	円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額 (月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入		円	支 出		円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
① 収 入 合 計		円	② 支 出 合 計		円
③ 納付(納入)可能基準額(①-②)		円			

【備考】





第19号の2様式



整理番号 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ]

徴収猶予期間延長申請書 (法第15条関係)

石川県 事務所長 様

地方税法第15条の2第3項の規定により、次のとおり徴収の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )		申請年月日	年 月 日			
	氏 名 称	④			添付する書類 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実証明書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類			
徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間の徴収金	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付(納入)することができないやむを得ない理由

分割納付等の期限及び分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額
		円		円		円
		円		円		円
		円		円		円

徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間

担 保  有  無 担保財産の詳細又は提供できない特別の事情

※事務所整理欄	通信日付印	
	申請書番号	
	処理年月日	

備考 1 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。  
 2 第19号様式附表1、2を添付してください。



第19号の8様式

第 号  
年 月 日住所又は所在地  
氏名又は名称

様

石川県

事務所長 

## 徴収猶予（期間延長・変更）通知書

年 月 日付けで申請（申告）のありました徴収猶予（期間延長）については、次のとおり承認しましたので通知します。  
（ 年 月 日付け 第 号により承認した徴収猶予について、石川県税条例第14条第3項の規定により次のとおり「分割納付等の期限及び分割金額」を変更しましたので、同条第4項の規定により通知します。）  
また、下記の「徴収猶予を承認する金額」は、下記の「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり納付（納入）してください。  
なお、備考に記載されている事由に該当する場合には、徴収猶予が取り消されることがあります。

徴収猶予を承認する金額	円	徴収猶予を承認する期間	年 月 日から 年 月 日まで					
徴収猶予を承認する根拠及び理由								
徴収猶予（期間延長）申請	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
分割納付等の期限及び	期限（年月日）	分割金額	期限（年月日）	分割金額	期限（年月日）	分割金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
提 供 担 保								
参 考 事 項								

連絡先（ 担当 電話 ）

## 備考

- 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 次に掲げる場合には、地方税法第15条の3第1項の規定により、徴収猶予が取り消されることがありますので、ご注意ください。
  - あなた（貴社）の財産につき強制換価手続が開始されるなど、地方税法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）が上記の「徴収猶予を承認する金額」を上記の「徴収猶予を承認する期間」までに完納することができないと認められるとき。
  - 上記の「徴収猶予を承認する金額」を、上記の「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり納付（納入）しないとき（県総合（県税）事務所長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）
  - あなた（貴社）が上記の「徴収猶予を承認する金額」につき提供した担保について、地方税法第16条第3項の規定による担保の変更等の求めに応じないとき。
  - 新たに、上記の「徴収猶予を承認する金額」に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき（県総合（県税）事務所長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）
  - 偽りその他不正な手段により徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの徴収猶予又は徴収猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
  - (1) から (5) までに掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、
  - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
 は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 参考

- 先に承認した内容について変更通知を行う場合には、変更前の内容を該当欄上段に（ ）書きで示すこと。
- 徴収猶予の承認又は変更の場合には、それぞれ（ ）の内容を抹消すること。

第二十号様式を削り、第二十号の二様式を第十九号の九様式とし、第二十号の三様式を第十九号の十様式とする。  
 第二十号の四様式中「税徴収猶予（期間延長）不承認通知書」を「徴収猶予（期間延長）不承認通知書」と、「ありました 税に係る徴収猶予」を「ありました徴収猶予」と改め、「ので」の次に「、地方税法第15条の2の2第2項の規定により」を加え、同様式を第十九号の十一様式とする。

第二十一号様式中「税徴収猶予取消通知書」を「徴収猶予取消通知書」と、「住所」を「氏名」又は「名称」と改め、

「住所又は所在地 氏名又は名称」を「した 税に係る徴収猶予は、」と改め、「した徴収猶予については、地方税法第15条の3第1項第 号の規定により」と「取り消します」を「取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します」と改め、同様式を第十九号の十二様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第15条の3第1項第 号の規定により」と「取り消します」を「取り消しましたので、同条第3項の規定により通知します」と改め、同様式を第十九号の十二様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第20号様式

第 号  
年 月 日住所又は所在地  
氏名又は名称

様

石川県

事務所長 

## 換価猶予（期間延長・変更）通知書

（ 年 月 日付で換価の猶予申請があつた）あなた（貴社）の徴収金については、次のとおり換価の猶予を決定（承認）しましたので通知します。

（ 年 月 日付で通知した換価の猶予について、石川県税条例第16条第3項（第19条第2項）において準用する同条例第14条第3項の規定により次のとおり「分割納付等の期限及び分割金額」を変更しましたので通知します。）

また、下記の「換価を猶予する金額」は、下記の「分割納付等の期限及び分割金額」のとおり納付（納入）してください。

なお、備考欄に記載されている事由に該当する場合には、換価の猶予を取り消されることがあります。

換価を猶予する金額		円		換価の猶予期間		年 月 日から 年 月 日まで		
該 当 条 項								
換価猶予 （期間延長） 徴収金	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
分割納付等の 期限及び分割 金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額		
		円		円		円		円
		円		円		円		円
		円		円		円		円
提 供 担 保								
参 考 事 項								

連絡先（ 担当 電話 ）

備考

- 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 次に掲げる場合には、地方税法第15条の5の3第2項（第15条の6の3第2項）において読み替えて準用する同法第15条の3第1項の規定により、換価の猶予が取り消されることがありますので、ご注意ください。
  - あなた（貴社）の財産につき強制換価手続が開始されるなど、地方税法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、あなた（貴社）が上記の「換価を猶予する金額」を上記の「換価の猶予期間」に完納することができないと認められるとき。
  - 上記の「換価を猶予する金額」を、上記の「分割納付等の期限及び分割金額」のとおりに納付（納入）しないとき（県総合（県税）事務所長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
  - あなた（貴社）が上記の「換価を猶予する金額」につき提供した担保について、地方税法第16条第3項の規定による担保の変更等の求めに応じないとき。
  - 新たに上記の「換価を猶予する金額」に係る徴収金以外の徴収金を滞納したとき（県総合（県税）事務所長がやむを得ない理由があると認めるときを除きます。）。
  - 偽りその他不正な手段により換価の猶予又は換価の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づきこの換価の猶予又は換価の猶予期間の延長がされたことが判明したとき。
  - (1) から (5) までに掲げる場合のほか、あなた（貴社）の財産の状況その他の事情の変化により、この換価の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に係る判決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、
  - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき、
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき
 は、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考

- 先に決定（承認）した内容について変更通知を行う場合には、変更前の内容を該当欄上段に（ ）書きで示すこと。
- 換価の猶予の決定、承認又は変更の場合には、それぞれ（ ）の内容を抹消すること。

第二十一号の二様式を削る。

「住 所	「住所又は
第二十一号の二様式中 氏 名	所 在 地
又は名称	を
	氏名又は
	名 称
	様
	様」

に改め、「ついでに」の次に「、

地方税法第15条の5の3第2項(第15条の6の3第2項)において読み替えて準用する同法第15条の3第1項第一号に該当することから」を削り「取り消したから、」や「取り消しましたので、同法第15条の5の3第2項(第15条の6の3第2項)において準用する同法第15条の3第3項の規定により」に改め「同様式を第二十一号の二様式と」同様式の次に次の三様式を加える。

第20号の3様式

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



換 価 猶 予 申 請 書

石川県 事務所長 様

地方税法第15条の6の2第1項の規定により、次のとおり換価の猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )			申請年月日	年 月 日		
	氏 名 名 称	④			添付する書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類			
納付(納入)すべき徴収金	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
納付(納入)すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額								
一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細								
分割納付等の期限及び分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額	期限(年月日)	分割金額		
		円		円		円		
		円		円		円		
		円		円		円		
換価の猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで 月間						
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情						

※事務所整理欄	通信日付印	
	申請書番号	
	処理年月日	

備考 1 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。  
 2 第19号様式附表1、2を添付してください。



第20号の4様式

整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--



換 価 猶 予 期 間 延 長 申 請 書

石川県 事務所長 様

地方税法第15条の6の2第2項の規定により、次のとおり換価の猶予期間の延長を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 ( ) 携帯電話 ( )				申請年月日	年 月 日		
	氏 名 称	㊟				添付する書類 <input type="checkbox"/> 財産目録 <input type="checkbox"/> 収支の明細書 <input type="checkbox"/> 担保関係書類			
換価の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の延長を受け	年度期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要	
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円		
			・ ・			〃	〃		
			・ ・			〃	〃		
			・ ・			〃	〃		
換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付(納入)することができないやむを得ない理由									
分割納付等の期限及び分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額	期限 (年月日)	分割金額			
		円		円		円			
		円		円		円			
		円		円		円			
換価の猶予期間の延長を受けようとする期間		年 月 日から			年 月 日まで			月間	
担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情							

※事務所整理欄	通信日付印	
	申請書番号	
	処理年月日	

備考 1 申請者本人(法人にあつては、代表者に限る。)が署名する場合は、押印を省略することができます。  
 2 第19号様式附表1、2を添付してください。

## 第20号の5様式

換価猶予（期間延長）不承認通知書			
住所又は所在地 氏名又は名称		様	第 年 月 日 石川県 事務所長 <input type="checkbox"/>
年 月 日付で申請のありました換価の猶予（期間の延長）については、次のとおり承認しないこととしたので、地方税法第15条の6の2第3項において読み替えて準用する同法第15条の2の2第2項の規定により通知します。			
換価猶予（期間延長）申請金額		円	
換価猶予（期間延長）申請期間		年 月 日から 年 月 日まで	
不承認の理由			

備考1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

2 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考 不承認通知書は、必要に応じ、所要の補正をすることができます。

第111号の四様式中「殿」を「様」に改め、同様式を第111号様式とする。

第111号の五様式中「殿」を「様」に改め、同様式を第111号の11様式とする。

第111号の六様式中「殿」を「様」に改め、同様式を第111号の11様式とする。

第111号の七様式中「殿」を「様」に改め、同様式を第111号の四様式とする。

第111号の八様式中「地方税法第16条の3第1項」を「あなたは 税を滞納しており、今後あなたに課税についてその徴収を確保することができないと認められることから、地方税法第16条の3第1項」


に改め、同様式を第二十一号の五様式とする。

第二十一号の九様式中「保全担保にかかる抵当権設定通知書」を「保全担保に係る抵当権設定通知書」と、「さきに」を「ひびに 年 月 日付の」と改め、「提供が」を「指定した期限までに」と改め、同様式を第二十一号の六様式とする。

第二十一号の十様式中「下記のとおり」を「地方税法第16条の4第1項の規定により、下記のとおり」と、「地方税法第16条の4第2項」を「同条第2項」と、「財産の差押」を「財産の差押え」と、「、差押」を「、差押え」と改め、同様式を第二十一号の七様式とする。

第二十四号様式(その一)を次のように改める。

第24号様式 (その1) (表)

納税者控  石川県 督促状 兼 領収証書

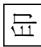
様

県税について、左記のとおり滞納となつておりますので、至急納付してください。

納期限の翌日から納税の日までの期間の日数に応じ、延滞金がかかります。

※詳細は裏面参照

この督促状は、  
年 月 日現在における未納額について作成して  
いますので、既に県税取扱金融  
機関等へ納められた方に対して  
も本状を発付する場合があります。  
すので、御了承ください。

石 川 県 知 事   
石川県 事務所長

調定年度	税 目	登録番号	納 付 番 号
申告決定区分	CD	担当者コード	左記のとおり領収しました。 <small>※法人事業税には地方法人特別税を含みます。</small>
摘要	納 期 限	領 収 日 付 印	
徴収金区分	延長納期限		
	指定納期限		
	徴収猶予期限		
	延滞金 自 期間 至		
合 計	額(円)	納付納入予定日	

(納税者保管/収入印紙不要)

第24号様式 (その1) (裏)

1 発付の根拠  
 この督促状は、地方税法第66条、第71条の17、第71条の38、第71条の58、第72条の66、第73条の34、第74条の25、第92条、第134条、第144条の49、第165条、第198条、第283条、第700条の64、第733条の22又は第745条において読み替えて準用する第371条の規定によつて発付したものです。表記の金額を、この督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに完納されないうときは、滞納処分がされることになりまますから、御注意ください。

2 督促に不服がある場合の救済方法  
 この督促について不服があるときは、この督促状を受け取つた日の翌日から起算して60日以内と地方税法第19条の4第1号に規定する期限とのうち、いずれか早い方の期限までに行政不服審査法第6条第5条の規定により知事に審査請求をすることができまます。異議申立書期限とのうち、なるべく早く当所を経由して提出してください。

は、なるべく早く課税地を所管する県総合(県税)事務所  
 審査請求 審査請求 審査請求 審査請求  
 異議申立て 異議申立て 異議申立て 異議申立て  
 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、  
 ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過して3箇月を経過して異議申立て  
 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、  
 ③ その他  
 裁決 裁決 裁決 裁決  
 決定 決定 決定 決定  
 は、延滞金の加算  
 3 延滞金の加算  
 納付すべき税額を納期限までに納付されない場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。))中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合の延滞金を徴収します。))を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

第二十六号の三様式中「ひびきせん」の次に「ので、国税徴収法第50条第2項(第51条第3項)の規定により通知します」を加え、「 は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」を「 は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改める。

参考 差押換拒否通知書は、必要に応じ、所要の補正をすることができる。」に改める。

第二十六号の六様式(その1)から第二十六号の六様式(その五)までを次のように改める。

第26号の6様式(その1)(動産、有価証券用)

差 押 調 書									
								年 月 日	
石川 県 事務所									
								徴税吏員	⑩
<p>下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>なお、国税徴収法第142条の規定により次のとおり搜索しました。</p>									
滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			. .	. .	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			. .	. .			〃	〃	
			. .	. .			〃	〃	
			. .	. .			〃	〃	
差押財産									
滞納処分のため搜索した場所又は物				搜索日時	年 月 日		午後	前後	時 分から
							午後	前後	時 分まで
<p>上記の搜索に立ち会い、差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 [ 搜索を受けた者との関係 ] ⑩</p> <p>差押調書謄本(搜索を受けた者あて)を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 [ 搜索を受けた者との関係 ] ⑩</p> <p>国税徴収法第60条の規定により上記差押調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">石川 県 事務所 徴税吏員 ⑩</p>									
保管を命ずる理由									

備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押え又は保管命令について不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内(その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで)に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります)提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考1 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

2 国税徴収法第142条の規定による搜索を行わなかつたときは、搜索した旨の文言を抹消すること。

第26号の6様式(その2)(債権用)

差 押 調 書									
								年 月 日	
石川県 事務所									
徴税吏員								(印)	
<p>下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。</div>									
(債権者)滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・	・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	・			〃	〃	
			・	・			〃	〃	
			・	・			〃	〃	
			・	・			〃	〃	
差押債権	債務者	住所				氏名			
履行期限	年 月 日								
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 (滞納者との関係) (印)									
債権差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。 年 月 日 (第三債務者との関係) (印)									

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内(その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで)に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、

① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、

③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考 1 この調書は、国税徴収法第62条第1項の文書に使用し、第26号の12様式と複写により作成すること。

2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第26号の6様式(その3)(不動産等用)

差 押 調 書

年 月 日

石川県 事務所長 印

下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。

滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
差押財産									
差押書(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 [ 滞納者との関係 ] 印									

- 参考 1 この調書は、国税徴収法第68条第1項等の文書に使用し、第26号の15様式と複写により作成すること。
- 2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。



第26号の6様式(その4)(第三債務者等がある無体財産権等用)

差 押 調 書									
								年 月 日	
石川県					事務所				
								徴税吏員	⑨
<p>下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p>									
滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・	・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・	・			〃	〃	
			・	・			〃	〃	
			・	・			〃	〃	
差押財産	.....								
	.....								
	.....								
<p>差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 (滞納者との関係) ⑨</p>									
<p>差押通知書(第三債務者あて)を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 (第三債務者との関係) ⑨</p>									

備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内(その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで)に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考1 この調書は、国税徴収法第73条第1項の文書(電話加入権の場合を除く。)に使用し、第26号の18様式(その1)と複写により作成すること。

2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第26号の6様式(その5)(電話加入権用)

取扱支店等	支店営業所	整理番号	第 号						
差 押 調 書									
年 月 日 石川県 事務所長 印									
<p>下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえましたので、同法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p>									
滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
差押財産	電 話 加 入 権								
	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所				備 考		
差押調書謄本(滞納者あて)を受領しました。 年 月 日 ( 滞納者との関係 ) 印									

- 備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この調書作成の日までのものです。
- 2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内(その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで)に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、
- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

担当者	氏名	電話

- 参考 1 この調書は、第26号の18様式(その2)と複写により作成すること。
- 2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第二十六号の九様式を

引渡命令書を発する根拠規定	国税徴収法第 条の規定による。
---------------	-----------------

を

引渡命令書を発する根拠規定	国税徴収法第 条の規定による。
引渡し理由	

に改め

る。

第二十六号の十一様式を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
				・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
				・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に改め

る。

第二十六号の十五様式を次のように改める。

第26号の15様式

差 押 書										
								年 月 日		
滞 納 者 様										
石川県 事務所長 印										
下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条の規定により財産を差し押さえます。										
滞納者	住 所									
	氏 名									
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要	
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
差押財産										
差押書（滞納者あて）を受領しました。										
年 月 日					〔 滞納者との関係 〕			印		

備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この差押書作成の日までのものです。

2 この差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内（その期限内に地方税法第19条の4に規定する日又は期限が到来するときは、当該日又は期限まで）に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考 1 この差押書は、国税徴収法第68条第1項等の文書に使用し、第26号の6様式（その3）と複写により作成すること。

2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第 11 条 第 10 項 第 1 号 第 1 号

上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命ずる。  
 様  
 年 月 日  
 石川県徴税吏員 氏 名<sup>印</sup>

を

国税徴収法第 71 条第 5 項の規定により上記差押財産占有調書謄本記載の財産の保管を命じます。  
 様  
 年 月 日  
 石川県 事務所  
 徴税吏員 <sup>印</sup>

に定める

保管を命ずる理由	
----------	--

る。

第 11 条 第 10 項 第 1 号 第 1 号 (第 1 号) 第 1 号

滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に定める

る。

第 11 条 第 10 項 第 1 号 第 1 号 (第 1 号) 第 1 号

滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に改め

る。

第 11 号の 19 条第 5 項

払戻し (譲渡) 請求をする	持分の種類及び口数等	

を

払戻し (譲渡) 請求をする	持分の種類及び口数等	
理由		

に改め

る。

第 11 号の 11 条第 5 項

持分の種類及び口数等 払戻し(譲渡)を請求する			
	差 押 年 月 日	年	月

を

持分の種類及び口数等 払戻し(譲渡)を請求する			
	差 押 年 月 日	年	月
理由			

に定める

29°

総11十中申の11十川審試(461) 申「ため、」66に「国税徴収法第82条第1項の規定により」や申、申「国税徴収法第82条第2項」や「同条第2項」に定める°

総11十中申の11十川審試(461) 申

	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
滞 納 金 額			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に

参加差押え財産

を

参加差押財産

に「差押え年月日」を「差押年月日」に改題。

第 11 号の 11 号の 11 号 ( 11 ) 号

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に

執行機関名	差押年月日	年 月 日
-------	-------	-------

を

執行機関名	差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日	

に改題

る。

第 11 号の 11 号の 11 号 ( 11 ) 号「参加差押え先執行機関」を「参加差押先執行機関」に「殿」を「様」に



滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

を

参加差押え財産

を

参加差押財産

は「差押え年月日」と「差押年月日」となる。

総務課(〒930-0811) 申「参加差押え先執行機関」と「参加差押先執行機関」と「殿」と「様」と

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

を

執行機関名 差押年月日 年 月 日

を

執行機関名 差押年月日 年 月 日  
参加差押年月日 年 月 日

に改め

る。

第 11 号の 11 様式 (その 1) 及び第 11 号の 11 様式 (その 1) を次のように改める。  
 第 26 号の 28 様式 (その 1) (滞納者用)

参 加 差 押 通 知 書										
								年 月 日		
滞 納 者 様										
石川県 事務所長 印										
下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第 86 条第 1 項の規定により参加差押えをしました。 国税徴収法第 86 条第 2 項の規定により通知します。										
滞納者	住 所									
	氏 名									
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要	
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
			・ ・	・ ・			〃	〃		
参加差押財産	-----									
	-----									
	-----									
執行機関名					差押年月日	年 月 日				
参加差押年月日		年 月 日								

- 備考 1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。
- 2 この参加差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して 60 日以内（督促に欠陥があることを理由とする場合は、31 日以内）と公売期日とのうち、いずれか早い方の期限までに行政不服審査法第 5 条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副 2 通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、
- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して 3 箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 参考 1 この通知書は、国税徴収法第 86 条第 2 項の規定により、参加差押えをした旨を滞納者に通知する場合に使用し、第 26 号の 27 様式 (その 1) と複写により作成すること。
- 2 地方税法第 13 条の 2 の規定に係る差押え、国税徴収法第 50 条第 2 項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。
- 3 動産又は有価証券用に使用する場合には、備考 2 中「と公売期日とのうち、いずれか早い方の期限まで」を抹消すること。

第26号の28様式（その2）（電話加入権、滞納者用）

取 扱 支店等	支店 営業所		整理番号	第 号					
参 加 差 押 通 知 書									
滞 納 者  様			年 月 日						
石川県 事務所長 印									
下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、次のとおり、滞納金額を徴収するため、国税徴収法第86条第1項の規定により参加差押えをしました。 国税徴収法第86条第2項の規定により通知します。									
滞納者	住 所								
	氏 名								
滞納金額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
参加差押財産	電 話 加 入 権								
	局 番	電話番号	電 話 機 の 設 置 場 所		備 考				
執行機関名					差押年月日	年 月 日			
参加差押年月日		年 月 日							
備考					連絡先	所 属	氏 名	電 話	
						課 係			

備考1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。

2 この参加差押えについて不服があるときは、この書面を受け取つた日の翌日から起算して60日以内（督促に欠陥があることを理由とする場合は、31日以内）に行政不服審査法第5条の規定により知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出してください。

3 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（知事が、被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、

- ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、
  - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
- は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

参考1 この通知書は、第26号の27様式（その2）と複写により作成すること。

2 地方税法第13条の2の規定に係る差押え、国税徴収法第50条第2項の規定に係る差押換えその他これらに類する差押えについては、「下記の滞納金額が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから」を「別紙記載の差押えの理由により」に改め、差押えの理由を記載した別紙を添付すること。

第117号の118様式（その3）中「殿」を「様」に

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に

執行機関名	差押年月日	年 月 日
-------	-------	-------

を

執行機関名	差押年月日	年 月 日
参加差押年月日	年 月 日	

に改

る。

第十六号の十八様式(その四)中「殿」を「様」に

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	円	円	法律による金額 円	法律による金額 円	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	
			・ ・			〃	〃	

を

滞 納 金 額	年度・期別	税 目	納期限	督促年月日	税 額	加算金額	延滞金額	滞納処分費	摘 要
			・ ・	・ ・	円	円	法律による 金額 円	法律による 金額 円	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	
			・ ・	・ ・			〃	〃	

に改

る。

第十六号の十八様式を「の引渡しを受けた」や「の引渡しを受けました」に

年 月 日  
上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命ずる。  
様  
石川県徴税吏員 氏 名 ④

国税徴収法施行令第40条第2項の規定により上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。  
様  
年 月 日  
石川県 事務所  
徴税吏員 ④

保管を命ずる理由	
----------	--

る。  
第111条第19項第1号の「殿」を「様」とし、「下記により」と「国税徴収法第94条の規定により下記のとおり」と、「公売しますので、国税徴収法」と「公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法」と改める。

第111条第51項第(ニ)号の「滞納処分」と「国税徴収法第142条の規定により滞納処分」と、「から、」を「ので、」と、「国税徴収法」と「同法」と、「作る」と「作ります」と改める。

第111条第51項第(三)号の「滞納処分」と「国税徴収法第142条の規定により滞納処分」と、「から、」を「ので、」と、「国税徴収法」と「同法」と、「作る」と「作ります」と、「次の財産を占有した」と「下記の財産を占有しました」と改める。

上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命ずる。  
様  
年 月 日  
石川県 事務所  
石川県徴税吏員 氏 名 ④

国税徴収法 第60条 の規定により上記搜索調書謄本記載の財産の保管を命じます。  
第71条第5項  
様  
年 月 日  
石川県 事務所  
徴税吏員 ④

保管を命ずる理由	
----------	--

る。  
第111条第51項第(三)号の「滞納処分」と「国税徴収法第142条の規定により滞納処分」と、「から、」を「ので、」と、「国税徴収法」と「同法」と、「作る」と「作ります」と、「搬出した」と「搬出しました」と改める。

第111条第1号の1の様式を  
第53条第44項 第53条第38項  
第53条第45項 第53条第39項  
と改める。

附 則

(施行期日)  
1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の第二十条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に申請される地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十条の二の規定は、施行日以後にされる新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第二十条の二の二の規定は、施行日以後に新法第十五条の六第一項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。
- 5 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。